

道路占有者さまへのお知らせ

R7. 9. 3 改正

道路法において、占有許可の条件により道路占有者に対して占有物件の適正な維持管理を求めてきたところですが、全国的に道路占有物による事故や道路の破損などが発生しています。

そこで、令和7年7月25日に公布された道路法施行規則を改正する省令（令和7年省令第84号）により、道路占有者に対する占有物件の安全性の確認報告、占有物件の点検結果等の報告が義務付けられました。



<道路管理者からの周知内容については、以下のとおりです。>

- ☞ 地下排水管等の占有物件について、道路の構造もしくは交通に支障を及ぼさないように、適切な維持管理をしなければなりません。（道路法第39条の8）
- ☞ 道路占有者は、道路管理者が占有物件について、道路の構造もしくは交通に支障を及ぼし、適切な維持管理をしていないと認めるときは、道路管理者から損傷箇所の修繕のほか、占有物件の点検等の実施及びその結果の報告等を命じることがあります。（道路法第39条の9）
- ☞ 道路占有者は、占有物件の占有の期間が満了した場合において、これを更新しようとするときは、当該占有物件の安全性を確認した旨を報告しなければなりません。なお、占有許可を受けた道路の占有の期間が5年を超える占有物件^(※1)にあつては、当該許可を受けた日から起算して5年を経過したときも同様に報告しなければなりません。（道路法第39条の8）
- ☞ また、占有許可を受けた道路の占有の期間が5年を超える占有物件^(※1)にあつては、点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果のほか、道路管理者が必要と認めるものについて、占有物件の規模もしくは種類その他の事項等、道路管理者が定める期間に1回の頻度で道路管理者に報告しなければなりません。（道路法第39条の8）
- ☞ 必要に応じて道路管理者が道路占有者に対して、占有物件の維持管理の状況等について報告を求めることや、事務所等に立ち入り、書類等の検査を行うことがあります。なお、当該報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、検査を拒み、もしくは妨げたときには30万円以下の罰金に処されることがあります。（道路法第72条の2第1項）
- ☞ 道路占有者が道路法の規定に違反した場合には、占有許可の取消などがあるほか、6月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金等に処されることがあります。（道路法第71条第1項第1号及び第2号）

（※1）電柱、電線及び地下排水管その他これらに類するもの並びに跨道橋

皆さまの御協力をよろしく申し上げます。